

国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）（抜粋）

（交通の規制等）

第 155 条 都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 （略）